



聞こえる人向けの「アイ・ドラゴン4」

シードラゴン

字幕と手話の番組「目で聴くテレビ」専用受信機



お申し込みはこちらから！

シードラゴンで行く「目で聴く手話の旅」 2020年8月

～あなたの手話表現がワンランクアップする？手話の旅をご案内します～

(認定 NPO 法人) 障害者放送通信機構「目で聴くテレビ」

IPTV「目で聴くテレビ」のアーカイブ番組でろう者の手話表現を旅してみませんか。

【第1回】(2020年8月号)

今回ご紹介するのは、2005年10月に始まった「シネナビ」から。

なんと15年も続く長寿番組です。配給会社から劇場公開される新作映画の宣伝映像をいただいて映画の紹介をするコーナーです。有名な映画評論家が紹介する番組は昔からあまたありますが、手話で紹介するのは、「目で聴くテレビ」だけ???宣伝映像はその期間しか配信できませんので、映画の宣伝映像はカットして、白石弘キャスターの紹介部分だけ、アーカイブに掲載しています。

まずは2015年7月の番組を旅してみましよう。夏休み特集として2本の映画を紹介しています。白石さんのすばらしい手話表現をご紹介します。

■「ひつじのショーン～バック・トゥ・ザ・ホーム」

世界一有名な羊の映画です、という紹介から始まります。

この中で、この映画は「1コマ1コマ手で動かして撮影するクレイアニメーションで制作…」と紹介するところがあります。

「1コマ1コマ手で動かして撮影する」

これを手話でどう表現しますか？

<ちっちゃな物><動かす><撮影><動かす><撮影>を繰り返す？

たぶん撮影者の立場で物を動かす表現をする人が多いと思います。

果たして白石さんの手話表現は…?アーカイブで映像をご覧ください。

自分自身が<物>になって少しずつ動くのがミソですね～

画面左側のジャンル「バラエティ」を選択→右側へすすんで番組名「シネナビ」を選択

→タイトル「2015年7月放送ひつじのショーン/ミニオンズ」を選択してご覧ください。

※ジャンルやカテゴリーは時々シャッフルされますので、何番目にあるかはその時々で変わります。

■「ミニオンズ」

ちまたにあふれている黄色くて潜水ゴーグルみたいなのをつけているキャラクター、ご存知ですよね？ あれってバナナから生まれたって知ってました？（知らないのは私だけ？）そのミニオンたちの生きがいは、その時代時代を代表する最強最悪のボスにお仕えすること…なんですか！知ってました？（知らないのは私だけ？）

ところが「ミニオンたちがドジを踏むからか、ボスの命はなぜか長続きせず、いつも次のボスを探さなければなりません」という紹介があります。

これ、どう手話表現しますか？

「ドジ」は<失敗>と表し、「命は長続きせず」はそのまま<死ぬ>で表すとして…
<ミニオンたち（彼ら）><失敗><だから><ボス（親指上へ）><死ぬ>
<だから><いつも><ボス><探す>

と、表しますか？ <失敗>や<死ぬ>の表現の「後」がポイントです。

例えば「頭を打ちました」という文章でも、ろう者の場合、<頭・打つ><痛い>というように<痛い>がよく入りますよね。では、<失敗>の後には？ <死ぬ>の後には？
ボスが死んじゃったらミニオンたちはどんな感じになりますか？？

果たして白石さんの表現は？アーカイブでご確認ください。

画面左側のジャンルは「バラエティ」を選択→右側へすすんで番組名「シネナビ」を選択→タイトル「2015年7月放送ひつじのショー／ミニオンズ」を選択してご覧ください。

※ジャンルやカテゴリーは時々シャッフルされますので、何番目にあるかはその時々で変わります

それではシードラゴンで手話の旅をお楽しみください！

「ウィズコロナ」で「ステイホーム」はこれからも増えることでしょう。
その間に、シードラゴンで楽しみながら「手話力」アップしてみませんか。
(シードラゴンには 900 以上の映像があります。)

■シードラゴンのご案内

※スマホでうまく表示されない場合は
パソコンで見てください

■シードラゴン申し込みフォーム

※メッセージのところに
「大通研会員」とお書きください

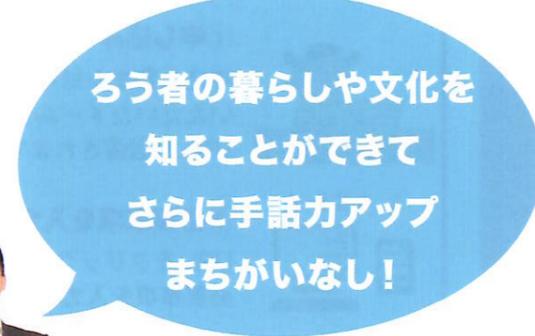


最新のお知らせ		アーカイブの最新		最新の目で聴くテレビ		今月の番組表	
コロナウイルス関連	新型コロナウイルスに関するお知らせ	厚生労働大臣記者会見	文科科学大臣記者会見	コロナに負けない! 一人の力でできること	おうちで楽しむ手話番組動画		
ドキュメンタリー	2018年	みみ	みみ	みみ	みみ		
手話語り(エッセイ)	手話語り	手話語り	手話語り	手話語り	手話語り		
手話	手話	手話	手話	手話	手話		
バラエティ	バラエティ	バラエティ	バラエティ	バラエティ	バラエティ		
キッズ	キッズ	キッズ	キッズ	キッズ	キッズ		
全日本ろうあ連盟	全日本ろうあ連盟	全日本ろうあ連盟	全日本ろうあ連盟	全日本ろうあ連盟	全日本ろうあ連盟		
全日本ろうあ大会	全日本ろうあ大会	全日本ろうあ大会	全日本ろうあ大会	全日本ろうあ大会	全日本ろうあ大会		
海外	フランス	イタリア	オーストリア	タイ	モンゴル		
映像作家	映像作家	映像作家	映像作家	映像作家	映像作家		
さかの映像祭	さかの映像祭	さかの映像祭	さかの映像祭	さかの映像祭	さかの映像祭		
全国手話通訳問題研究会	全国手話通訳問題研究会	全国手話通訳問題研究会	全国手話通訳問題研究会	全国手話通訳問題研究会	全国手話通訳問題研究会		
情報提供施設制作	情報提供施設制作	情報提供施設制作	情報提供施設制作	情報提供施設制作	情報提供施設制作		
防災	防災	防災	防災	防災	防災		
演劇	演劇	演劇	演劇	演劇	演劇		
あいろん	あいろん	あいろん	あいろん	あいろん	あいろん		
行政	行政	行政	行政	行政	行政		
スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ		
産地の恵み	産地の恵み	産地の恵み	産地の恵み	産地の恵み	産地の恵み		



【最新の「目で聴くテレビ」】

毎週火曜日 21時更新。その後1週間いつでもごらんいただけます。翌週からはアーカイブの「最新の目で聴くテレビ」に3週間保存されますので、合計1か月間、いつでもごらんいただけます。最新のニュースを短くお伝えする「目で聴く Weekly」や最新映画を手話で紹介する「シネナビ」、全国各地の聴覚障害者情報提供施設が制作する「地方の手話」「それいけ! くいしいんぼ」など、盛りだくさんの内容です!



ろう者の暮らしや文化を知ることができてさらに手話力アップ まちがいなし!



【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

大臣記者会見の手話翻訳や、感染拡大防止に関するポイントを紹介しています。



【Let's Sign! 国際手話】

ひょうきんな吉田さんと、正義感あふれるいくみ先生。この2人の面白おかしいやりとりを通して、楽しく国際手話を学べちゃいます!



【月曜男の手話漫談】

月曜男が身近な話題を短いエッセイで面白おかしく語ります!



【新 物語のとびら】

手話のお姉さん、西本鮎美が豊かな手話と表現でお届けする、子ども向けの番組です!



【手話くらべ】

大阪育ちの2人が色々なテーマを面白おかしく表現します。爆笑しながら色々な手話を知ることができちゃう、オイシイ番組です!



【いきいきワイド】

手話やろう者関係のいろいろな大会やイベントの様子などを紹介しています。



【ろう映像作家】

映画監督を含む、気鋭のろう映像作家の作品を公開中!



【全日本ろうあ連盟】

「全日本ろうあ連盟」の取り組みを紹介する『JFDレーダー』や、「日本聴覚障害新聞」を手話で紹介する『目で聴く日聴紙』などがあります!



【全通研便り】(2007年~2015年)

「全国手話通訳問題研究会」の活動内容を映像とともにお届けします!

様々なジャンルのあらゆる番組が約1,000本!

- 新着
- コロナウイルス関連
- あいろんニュース
- キッズ(子ども向け)
- 手話語り(エッセイ)
- さかの映像祭応募作品
- スポーツ健康
- 全国ろうあ者大会
- 全日本ろうあ連盟
- 全国手話通訳問題研究会
- バラエティ
- 防災
- 映像作家
- 演劇
- 海外
- ドキュメンタリー
- 行政
- 情報提供施設制作
- 手話
- 産地の恵みお届け便

※シードラゴンでは、「リアルタイム手話放送」はごらんいただけません
 ※シードラゴンをご視聴いただくには、インターネット環境が必要です。

お申込手順

①申し込み URL が送信されます

申込み書または申し込みフォームにご記入いただいたメールアドレスに、お申し込み URL が送信されます。



\ OK! /

②必要事項を入力します

URL をクリックし、フォームに従って、必要事項を入力してください。



③登録 (決済) 完了メールが届きます

ご登録のメールアドレスに、登録 (決済) 完了メールが届きます。



④シードラゴン到着！

アステムにてお申込内容の確認後、シードラゴンが出荷されます



価格・購入方法

本体レンタルの場合

1,480 円 (税別) / 月 (受信料込)

- ・初年度に限り、最低ご利用期間は 13 か月です。
(最初の 1 か月無料)
- ・13 か月以内にご解約の場合は、
差額を一括請求させていただきます。

本体買い取りの場合

**72,000 円 (税別)
+ 受信料 (500 円 (税別) / 月)**

- ・受信料は年払い (6,000 円 (税別)) です。
「認定 NPO 法人障害者放送通信機構」から
振り込み用紙を郵送いたします。
- ・クーリングオフをご希望の場合は商品到着後
8 日以内にご連絡ください。

※いずれもクレジットカードによる決済です。

よくあるご質問

Q. 「アイ・ドラゴン」との違いは？

A. 「アイ・ドラゴン」は聴覚障害者用情報受信装置です。聴覚障害のある方で障害者手帳をお持ちの方は日常生活用具として行政に申請することができます。そのため、「リアルタイム手話・字幕放送」はアイ・ドラゴンのみの機能となっています。

Q. クレジットカードを持っていないのですが…

A. お客様名義のクレジットカードを新たに申し込んでいただくか、クレジットカードブランド名 (VISA/JCB 等) が記載されているデビットカードもご利用いただけます。お客様名義のクレジットカードがない場合、お客様のご家族名義のクレジットカードでもご登録いただけます。

Q. 決済メールが届かないのですが…

A. 「アイ・ドラゴン」カスタマーセンターからではなく、ロボットペイメント社よりメールが届きます。お客様のメール設定でドメイン指定受信や迷惑メールフォルダに入っていないか、ご確認ください。

Q. 本体が故障した場合は？

A. 【レンタルの場合】アステムカスタマーセンターまでご連絡ください (交換対応)
【買取の場合】シードラゴン本体には 1 年間保証がございます (付属品は保証対象外)
レンタル・買取ともに、お客様の故意による破損・盗難・紛失の場合はお客様へ実費負担いただきます。

Q. 住所等変更の時は？

A. カスタマーセンター (TEL:06-4801-9730 平日 10:00 ~ 18:00 (土日祝・お昼 12:00 ~ 13:00 のぞく)) まで変更内容をお知らせください。メール、FAX でも可能です。

Q. Wi-Fi でも大丈夫？

A. Wi-Fi でもご利用いただけます

「シードラゴン」をご希望の方は、下記にご記入のうえ FAX 送信してください

FAX 番号：06-4801-9316

本体レンタルをご希望の方は裏面の規約を読み同意の上、 を入れてください

裏面の規約に同意し申込みます。

◇「シードラゴン」申込書◇

(株) アステム アイ・ドラゴンカスタマーセンター

お名前	フリガナ (大通研)
TEL/FAX	() -
メールアドレス	
住 所	〒 -

お客様からお預かりした個人情報、利用目的以外には使用しません。

「本体レンタル」か「本体買取」かどちらかに をつけてください

本体レンタルの場合（クレジット決済）

※
1,480 円（税別） / 月（受信料込）

※初年度に限り最低ご利用期間は
13 ヶ月です（1 ヶ月無料）

※13 ヶ月以内にご解約の場合は、差額を一括請求させていただきます。

本体買取の場合（クレジット決済）

※
72,000 円（税別） + **受信料**（**500 円**（税別） / 月）

※受信料は年払い（6,000 円〈税別〉）をお願いいたします。
受信料のご請求は、「認定 NPO 法人障害者放送通信機構」から、振込用紙を郵送いたします。

クーリングオフをご希望の場合は商品到着後 8 日以内にご連絡ください。

株式会社 ROBOT PAYMENT（ロボットペイメント）社が
提供する右記のクレジットカードサービスが利用可能です。

ROBOT PAYMENT

VISA

MasterCard

JCB

AMERICAN EXPRESS

Diners Club INTERNATIONAL

受注から商品発送までの手順

1

申込書にご記入いただいたメールアドレスに申込 URL を送信します

2

URL をクリックし、フォームに従ってお客様情報・クレジットカード情報等、
必要事項を入力してください

3

ご登録のメールアドレスに、登録（決済）完了メールが届きます

4

弊社にて登録内容確認後、シードラゴンを出荷いたします

「シードラゴン」 レンタルサービスご利用規約

本規約は本規約を予告なしに変更することがあります。改定後の本規約につきましては、ホームページ内に表示するものとしますので、最新の内容をご確認頂きますよう、お願い申し上げます。また、本規約の他に個別のサービス毎にご案内する個別規定等も、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。

「シードラゴン」 レンタルサービスに関する利用規約

(株) アステム(以下「当社」と言います。)は、「目で聴くテレビ」の受信を目的とした「シードラゴン」のレンタルサービスに関する利用規約(以下「本規約」と言います。)を定め、本規約を遵守することを条件として、「シードラゴン」レンタルサービスに関する契約(以下「利用契約」と言います。)を締結していただいた契約者(以下「契約者」と言います。)に対し、「シードラゴン」レンタルサービス(以下「本サービス」と言います。)を提供します。

第1条(用語の定義)

本規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、当社の「シードラゴン」利用規約で使用する用語の意味に従います。

2本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の定義
「シードラゴン」契約者	当社と「シードラゴン」レンタルサービスに係る契約を締結した者
契約申込者	当社に本サービスの契約申込をする者
受信装置	当社の指定する技術的な基準に適合する受信機であって、「目で聴くテレビ」を受信するために必要となるもの
物件	当社が契約者に貸与した「シードラゴン」及びリモコンを含む付属物品等
リモコン	「シードラゴン」を操作するために必要な機器

第2条(本サービスの提供地域及び提供範囲)

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

2契約者は、理由の如何を問わず、本サービスを日本国外にて提供を受けることはできません。

第3条(契約の単位)

本サービスは、「シードラゴン」レンタルサービス契約者のみを対象としています。

2当社は、「シードラゴン」レンタルサービス契約1契約ごとに1の利用契約を締結します。

第4条(レンタル期間)

最低レンタル期間は初年度に限りWeb登録日から13ヶ月とします。(ただし、初月は無料とします)以降、1ヶ月ごとの契約自動更新とし、契約者からの解約の通知がなされない限りレンタル期間は継続するものとします。2レンタル期間はWeb登録日から本体返却日までとします。なお、返却日は「当社が機器を回収した日」とする。3借主はレンタル最低保証期間以上のレンタル契約を申し込むこととする。なお、13ヶ月未満で解約をする場合は、12ヶ月からお支払い回数数を引いた月数に1,480円(税別)を乗じた金額を当社より請求するものとする。

第5条(契約申込)

本サービスは、当社が別に指定する方法によって申し込むものとする。

2当社は次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しない場合があります。

- 1)本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき。
 - 2)契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
 - 3)契約申込者が第1項の本サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。
 - 4)契約申込者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。
- 3当社が申込を承諾しない場合には、当社は契約申込者に対し、当社が定める方法により、その旨を通知します。

第6条(契約の成立)

利用契約は、当社が本サービスの申込を承諾することにより成立するものとする。

第7条(申込内容の変更)

契約者は、第4条の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に届出するものとする。

2前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとする。

第8条(物件)

当社は1の利用契約につき1の物件を貸出します。

第9条(物件の納入および引渡し等)

当社は、物件を、当社の費用と責任で当社が指定する者(以下「指定業者」と言います。)によって契約者の指定する場所に送付するものとする。

2当社が前項により送付をしたが、契約者の都合により物件の受領ができなかった場合には、契約者の責任において、指定業者に連絡するなどして物件を受領するものとする。

3契約者が物件を受領したことにより引渡し完了されたものとする。

第10条(保証)

当社は、指定業者による引渡し時において、物件をその目的に従った利用をした場合に正常に機能することのみを保証します。

第11条(物件の利用等)

契約者は、本規約の各条項及び当社の指示に従い、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管します。

2物件の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、契約者の負担とします。

第12条(修理・交換)

契約者は、物件に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

2当社は前項の通知を受領後、切り分け試験を行い、物件の故障、毀損等が確認された場合、正常な物件(以下「代品」と言います)を提供し、契約者は、代品を受領後速やかに、契約者の費用と責任により代品の設置及び設定を行い、故障、毀損等が生じた物件(以下「故障品」と言います)を当社が指定する方法及び指定する場所に送付するものとする。

3前項において提供する代品は、該当の故障品のみ同一受信装置の、同等の機能を有する機器とします。

4当社は、契約者が物件本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない故障、毀損等が生じた場合に限り、当社負担で物件の修理若しくは交換を行います。

5契約者の責任により物件の故障、毀損等が生じた場合、その修理若しくは交換の費用については、契約者の負担とします。修理若しくは交換費用については、本体代金相当額(算出方法は使用年数により異なる為、事案起算日に算出)定めるとりします。

第13条(禁止事項)

契約者は次の各号の行為を行ってはならないものとする。

- 1)物件を第6条による届出を行うことなく移設すること。

(2)物件を日本国外に持ち出すこと。

(3)物件を譲渡又は担保に供すること。

(4)物件を転貸又は売却して第三者に利用させること。

(5)物件を分解・解析・改造・改変などして、引渡し時の原状を変更すること。

(6)物件に添付されているプログラムの全部又は一部の解析・改造・複製・改変、物件からの取出し、第三者への売却・譲渡、その他プログラムに関する著作権を侵害する行為。

第14条(本サービスの解約・終了)

契約者は、本サービスを解約する場合は、速やかに当社指定の方法により、当社に通知し、当社が解約について承諾することにより、利用契約は終了するものとする。

2契約者が「シードラゴン」レンタルサービス契約者たる地位を喪失した場合は、利用契約は終了するものとする。

第15条(契約違反等による解除)

契約者に次の事由が生じたときは、当社は何ら催告なしに、利用契約を解除することができ、また、その場合、当社は利用契約の有無にかかわらず、契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求することができるものとする。

- 1)契約者から、「シードラゴン」レンタルサービス契約を解約、解除した旨の届出があったとき又は、当社がその事実を知ったとき。
- 2)本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
- 3)料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。
- 4)その他資産、信用、支払い能力等に重大な変更を生じた当社が認めたとき。

第16条(物件の返還等)

契約者は、本サービス契約が終了した場合又は物件の変更による引渡しがあった場合、物件を契約者の費用により原状回復したうえで、当社の指示に従い、30日以内に当社が定める方法及び返却場所に返還するものとする。

2前項に基づく物件の返還については、当社が別に定める場合を除き、契約者の費用と責任で行うものとする。また、当社は、契約者が物件の返還の際、同梱した私物品等を、当社の方針に則り、処分できるものとする。

3第1項で定める返却期限を経過後もなお物件の返却がなされない場合、当社は、契約者に対して別紙に定める違約金を請求できるものとする。

第17条(物件の滅失、紛失、盗難等)

物件の滅失、紛失、盗難した場合、契約者は、直ちにその旨を当社に通知するものとし、契約者は、本体代金相当額(算出方法は使用年数により異なる為、事案起算日に算出)を当社に支払うものとする。

第18条(責任の範囲)

当社は、本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損若しくは滅失したことによる損害)を負うことがあっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとする。

2当社は、物件の保守点検、修理等に当たって、物件が接続される契約者の通信機器その他契約者の設備、物品等に損害を与えた場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとする。

3火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、又は異常電圧などの外部的要因その他不可抗力による物件の故障、破損又は滅失等に関しては、当社はその責を負わないものとする。

4契約者による物件の使用又は管理に起因して発生し得る損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとする。

第19条(権利義務の譲渡等)

契約者は、本サービス契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとする。

第20条(契約者の通信機器等)

契約者がシードラゴンサービスを利用するために必要な通信料金等は、本サービスの料金には含まれず、契約者が別途これを負担するものとする。

第21条(月額利用料金)

本サービスの月額利用料金の課金方式及び金額は、1,480円(税別)とし、受信料500円(税別)を含むものとする。

2本契約が解約されない限り、本サービスの利用が継続されているものとみなし、利用の有無にかかわらず本サービスの月額利用料金が発生します。

3契約者が支払う本サービスの月額利用料金は、契約者がWeb決済をした日の翌月の同日から1,480円(税別)支払うものとする。

第22条(消費税計算)

当社は、本サービスの料金に係る消費税相当額を計算し、契約者は当該消費税の支払いを要します。

第23条(本規約の内容の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

2当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

第24条(本サービスの終了)

当社は、本サービスを終了することがあります。

2本サービスを終了するときは、当社は、終了する3ヶ月前までに、その旨を別途定める方法で通知あるいは告知します。

3本サービスの終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第25条(業務委託)

当社は、本サービスの業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に委託することができます。

第26条(個人情報の取扱い)

当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

第27条(準拠法)

本サービス契約に関する準拠法は、日本法とします。

第28条(合意管轄)

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

本規約は、2020年1月17日から施行します。